

参議院事務局の保有する個人情報の保護に関する規程

(令和5年3月29日事務総長決定)

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 個人情報の取扱い（第3条―第9条）

第3章 開示、訂正及び利用停止（第10条―第22条）

第4章 特定個人情報に関する特例（第23条）

第5章 雑則（第24条―第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の趣旨を踏まえ、参議院事務局（以下「事務局」という。）が保有する個人情報の取扱いについての基本を定めることにより、業務の適正かつ円滑な遂行を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

2 この規程において「保有個人情報」とは、事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、事務局の職員が組織的に利用するものとして事務局が保有しているものをいう。

3 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第3条 事務局は、個人情報を保有するに当たっては、所掌事務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定するものとする。

- 2 事務局は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有しないものとする。
- 3 事務局は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

（利用目的の明示）

第4条 事務局は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、個人情報保護法第62条各号に掲げる場合に相当する場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

（正確性の確保）

第5条 事務局は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報（事務局文書（参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定。以下「事務局文書開示規程」という。）第2条に規定する事務局文書（同条第3号に掲げるものを含む。）をいう。）に記録されているものに限る。以下この章において同じ。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めるものとする。

（安全確保の措置）

第6条 事務局は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事務局は、事務局から個人情報の取扱いの委託を受けた者に対し、当該委託に係る業務について、前項の措置を講じさせるものとする。

（職員の義務等）

第7条 個人情報の取扱いに従事する事務局の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 2 事務局は、個人情報の取扱いに従事する事務局の職員であつた者並びに前条第2項の委託に係る業務に従事している者及び従事していた者がその業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8条 事務局は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務局は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 事務局が所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 国の機関、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（同条第10項に規定する地方独立行政法人をいう。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 事務総長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための事務局の内部における利用を特定の課室に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第9条 事務局は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその

漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第3章 開示、訂正及び利用停止

(開示の原則)

第10条 事務局は、本人から当該本人に関する保有個人情報（事務局文書（事務局文書開示規程第2条に規定する事務局文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。以下同じ。）の開示の申出があった場合は、当該開示の申出をした者（以下「開示申出人」という。）に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。ただし、当該保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれているときは、この限りでない。

- (1) 法令又は参議院の決定（参議院における会派間の合意を含む。）に別段の定めがある情報
- (2) 個人情報保護法第78条第1項各号に掲げる情報に相当する情報（参議院の立法及び調査に係る事務の性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含む。）
- (3) 国会における会派又は国会議員の活動に関する情報であつて、開示することにより、これらの活動に支障を及ぼすおそれのある情報

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）から本人に代わって前項の規定による開示の申出（以下「開示の申出」という。）があった場合も、同項と同様とする。
(部分開示)

第11条 開示の申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

2 開示の申出に係る保有個人情報に個人情報保護法第78条第1項第2号の情報に相当するもの（開示申出人（代理人が本人に代わって開示の申出をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この項において同じ。）以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出人以外の特定の個人

を識別することができることとなる記述等（個人情報保護法第2条第1項第1号に規定する記述等をいう。）及び個人識別符号（同条第2項に規定する個人識別符号をいう。）の部分を除くことにより、開示しても、開示申出人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、個人情報保護法第78条第1項第2号の情報に相当するものに含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第12条 開示の申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出人に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第13条 開示の申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示しないことができる。

（開示の申出に係る手続）

第14条 保有個人情報の開示の申出をする者に対しては、その氏名及び連絡先並びに開示の申出に係る保有個人情報が記録されている事務局文書の名称等開示の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を記載した書面（以下「開示申出書」という。）の提出を求める。

2 前項の場合においては、開示の申出をする者に対して、開示の申出に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す次の各号に掲げる書類のいずれかの提示又は提出を求める。

(1) 開示申出書に記載されている開示の申出をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命

- 令の規定により交付された書類であって、その者が当該開示の申出に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、その者が当該開示の申出に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを確認するため適当と認められる書類
- 3 開示申出書を送付する方法により開示の申出がされる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類の提出を求める。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして適当と認められる書類であって、開示の申出をする日前30日以内に作成されたもの
- 4 開示の申出をする者が代理人である場合にあっては、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示の申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提示又は提出を求める。
- 5 代理人により開示の申出がなされた場合において、保有個人情報の開示以前にその資格を喪失しているおそれがあるときは、必要に応じて提示され、又は提出された書類等で本人の生年月日等を確認するなどにより、当該保有個人情報の本人の代理人としての資格を喪失していないことを確認する。
- 6 開示申出書は、様式第1号による。
- （開示に係るその他の手続等）

第15条 開示の手続、開示の申出に対する対応、第三者に対する意見聴取及び開示の実施に係る事務については、第10条から前条までに定めるもののほか、事務局文書開示規程及び参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程細則（平成23年3月30日事務総長決定）に準じて行うものとする。

（保有個人情報の訂正）

第16条 事務局は、第10条から第12条まで又は第22条の規定により開示された保有個人情報について、本人から、当該保有個人情報の内容が事実でないとして訂正の申出があり、当該申出に理由があると認めるときは、当該申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個

人情報を訂正するものとする。ただし、当該訂正の申出が保有個人情報の開示の通知を発した日の翌日から起算して90日を経過した日以後になされた場合は、この限りでない。

- 2 代理人から本人に代わって前項の規定による訂正の申出（以下「訂正の申出」という。）があった場合も、同項と同様とする。

（訂正の申出に係る手続）

第17条 保有個人情報の訂正の申出をする者に対しては、その氏名及び連絡先、訂正の申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項並びに当該申出の趣旨及び理由を記載した書面（以下「訂正申出書」という。）の提出を求める。

- 2 第14条第2項から第4項までの規定は、訂正の申出について準用する。
- 3 訂正申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正の申出をした者（以下「訂正申出人」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 4 訂正申出書は、様式第2号による。

（訂正の申出に対する対応）

第18条 訂正の申出に係る保有個人情報の全部を訂正する場合には、訂正申出人に対し、書面でその旨を通知する。

- 2 訂正の申出に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正しない場合には、訂正申出人に対し、書面でその旨を通知する。当該書面には、訂正しない理由を簡潔に付記するものとする。
- 3 前2項の通知は、訂正の申出のあった日から原則として30日以内に行うものとする。
- 4 事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に定める期間内に第1項又は第2項の通知をすることができないと認められる場合には、訂正申出人に対し、当該期間内に通知することができない旨、その理由及び通知予定時期を適宜の方法により通知する。

（保有個人情報の提供先への通知）

第19条 保有個人情報の全部又は一部を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書

面により通知するものとする。

(保有個人情報の利用停止)

第20条 事務局は、第10条から第12条まで又は第22条の規定により開示された保有個人情報について、本人から、書面により、次の各号のいずれかに該当するとして当該各号に定める措置の申出があり、当該申出に理由があると認めるときは、事務局における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報について、当該各号に定める措置を行うものとする。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報が適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人から本人に代わって前項の規定による利用停止の申出があった場合も、同項と同様とする。

3 保有個人情報利用停止申出書（第1項の書面をいう。）は、様式第3号による。

4 第16条第1項ただし書、第17条第1項から第3項まで、第18条及び前条の規定は、利用停止について準用する。

(開示等についての苦情)

第21条 保有個人情報の全部又は一部の開示、訂正又は利用停止（以下「開示等」という。）をしないことについて、開示等を申し出た者から、書面により、事務局に苦情の申出がされた場合には、事務総長は、参議院事務局情報公開・個人情報保護審査会（第22条第1項において「審査会」という。）に諮問するものとする。ただし、当該苦情の申出が、正当な理由がないのに、開示等を求められた保有個人情報の全部又は一部の開示等をしない旨の通知を発した日の翌日から起算して3月を経過した日以後にされた場合は、この限り

でない。

- 2 前項ただし書に規定する場合には、事務総長は、前項の規定による苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）をした者に対して、同項本文の措置をとらない旨を書面により通知するものとする。
- 3 保有個人情報の開示等に関する苦情の申出書（第1項の書面をいう。）は、様式第4号による。

（苦情の申出への対応）

第22条 事務総長は、審査会の答申があったときは、これを尊重するものとする。

- 2 事務総長は、苦情の申出に係る措置をとるときは、苦情の申出をした者に対し、その旨を速やかに書面により通知するものとする。
- 3 事務総長は、苦情の申出に係る措置をとらないときは、苦情の申出をした者に対し、その旨を速やかに書面により通知するものとする。この場合において、当該書面には、苦情の申出に係る措置をとらない理由を付記するものとする。
- 4 前2項の規定による通知は、前条第1項の書面の提出のあった日から原則として40日以内に行うものとする。
- 5 第15条の規定は保有個人情報の開示についての苦情の申出に係る措置をとる場合における手続について、第19条の規定は保有個人情報の訂正又は利用停止についての苦情の申出に係る措置をとった場合について、それぞれ準用する。

第4章 特定個人情報に関する特例

第23条 事務局が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。）に関しては、第8条第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

第8条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供しない	自ら利用しない
第8条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第8条第2項第1号	本人の同意があるとき又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第20条第1項第1号	又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	、第23条の規定により読み替えて適用する第8条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第20条第1項第2号	第8条第1項及び第2項	番号法第19条

第5章 雑則

（適用除外等）

第24条 第3章の規定は、個人情報保護法第124条第1項に定める情報に相当するものについては、適用しない。

- 2 保有個人情報（事務局文書開示規程第4条に規定する事務局不開示情報を専ら記録する事務局文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく

大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第10条から第20条までの規定の適用については、事務局に保有されていないものとみなす。

(実施状況の議長への報告及び公表)

第25条 事務総長は、毎年1回、この規程に基づく保有個人情報の開示等の実施状況を議長に報告するとともに、公表するものとする。

(開示等の事務)

第26条 保有個人情報の開示等及び苦情の申出に係る受付事務並びに保有個人情報の開示の実施等に係る事務は、庶務部文書課が行う。

2 開示の申出に係る保有個人情報の特定等に係る事務は、当該保有個人情報を保有している課室が行う。

3 保有個人情報の開示等に関する書類の保存事務は庶務部文書課が行い、その保存期間は5年間とする。

(細則)

第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は事務総長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(参議院事務局における個人情報の取扱い基本方針の廃止)

2 参議院事務局における個人情報の取扱い基本方針（平成19年10月18日事務総長決定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行前に行われた保有個人情報の開示等の申出であって、これに対する対応が行われていないものは、この規程の相当規定により行われた申出とみなして、この規程の定めを適用する。

4 この規程の施行前に行われた保有個人情報の開示等の申出に対する対応は、この規程の相当規定により行われた対応とみなして、この規程の定めを適用する。

5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、事

務総長が別に定める。

附 則（令 6 ・ 1 1 ・ 2 7）

この規程は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

附 則（令 7 ・ 5 ・ 2 9）

この規程は、令和 7 年 5 月 2 9 日から施行し、改正後の参議院事務局の保有する個人情報の保護に関する規程の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

保有個人情報開示申出書

参議院事務局 御中

氏名

住所又は居所
〒 -

TEL () FAX ()

下記のとおり保有個人情報の開示を求めます。

記

1 開示を求める保有個人情報の名称等

(保有個人情報 that 特定できるよう、情報が記録されている文書の名称等、あなたがお知りになりたい情報についてできる限り具体的に記載してください。)

--

2 求める開示の実施の方法 (本欄の記載は任意です。)

(ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。)

ア 事務局における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ ①閲覧 ②写しの交付 ③その他 ()

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示申出人 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

イ 申出人本人確認書類 (次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。)

☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード

☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他 ()

※ 申出書を送付して申出をする場合には、上記本人確認書類のいずれかのコピーに加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が申出をする場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 ☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人

☐ 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名

(ウ) 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が申出をする場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

申出資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()

オ 任意代理人が申出をする場合、申出資格確認書類として委任状を提出してください。

保有個人情報訂正申出書

参議院事務局 御中

氏名

住所又は居所
〒 -

TEL () FAX ()

下記のとおり保有個人情報の訂正を求めます。

記

1 訂正を求める保有個人情報等

訂正の申出に係る保有個人情報 の開示を受けた日	令和 年 月 日
開示を受けた保有個人情報	開示通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正の申出の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

ア 訂正申出人	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 申出人本人確認書類（次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。） ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他（ ） ※ 申出書を送付して申出をする場合には、上記本人確認書類のいずれかのコピーに加えて 住民票の写し等を添付してください。	
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が申出をする場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (イ) 本人の氏名 (ウ) 本人の住所又は居所	
エ 法定代理人が申出をする場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 申出資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）	
オ 任意代理人が申出をする場合、申出資格確認書類として委任状を提出してください。	

保有個人情報利用停止申出書

参議院事務局 御中

氏名

住所又は居所
〒 -

TEL () FAX ()

下記のとおり保有個人情報の利用停止を求めます。

記

1 利用停止を求める保有個人情報等

利用停止の申出に係る保有個人情報の開示を受けた日	令和 年 月 日
開示を受けた保有個人情報	開示通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止の申出の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 提供の停止 (理由)

2 本人確認等

ア 利用停止申出人 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 申出人本人確認書類（次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。） ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他（ ） ※ 申出書を送付して申出をする場合には、上記本人確認書類のいずれかのコピーに加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が申出をする場合にのみ記載してください。） （ア）本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （イ）本人の氏名 （ウ）本人の住所又は居所
エ 法定代理人が申出をする場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 申出資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
オ 任意代理人が申出をする場合、申出資格確認書類として委任状を提出してください。

保有個人情報の（開示、訂正、利用停止）に関する苦情の申出書

参議院事務局 御中

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先・電話番号

参議院事務局における保有個人情報の（開示、訂正、利用停止）について、下記のとおり苦情の申出をします。

記

1 （開示、訂正、利用停止）を求めた日 令和 年 月 日

2 （開示、訂正、利用停止）を求めた保有個人情報の名称等

3 （開示、訂正、利用停止）通知書又は（不開示、訂正しないことの、利用停止をしないことの）通知書の番号等（※）

日 付 令和 年 月 日

文書番号 参庶文発第 号

4 （不開示、訂正しないこと、利用停止をしないこと）の理由（※）

5 参議院事務局が（開示、訂正、利用停止）の申出に係る保有個人情報を（全部・一部）（開示、訂正、利用停止）しないことに対する苦情の内容（具体的に）

--

※3及び4については、（開示、訂正、利用停止）通知書若しくは（不開示、訂正しないことの、利用停止をしないことの）通知書又はその写しが添付されているときには省略することができる。